

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションわくわく
所在地	〒293-0001 千葉県富津市青木 1312-5
事業所指定番号	千葉県 1261290030 号
所長・連絡先	門屋 千鶴 電話：090-7905-3371
サービス提供地域	木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2,5名以上
作業療法士 理学療法士		2名 3名
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名(常勤) 1名(非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及びお盆、年末年始を除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで

ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- ④ 看護師等に対する暴言、暴力、ハラスメント、ストーカー行為、ペットからの被害等事業者が危険を感じた時契約を終了するものとする。

6. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0439-29-5977
FAX 番号	0439-29-5978
担当者	門屋 千鶴
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び千葉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地: 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
	電話番号: 043-254-7426
	FAX 番号: 043-254-7401
	対応時間: 月曜日～金曜日の 9:00～17:00
木更津市役所高齢者福祉課	所在地: 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
	電話番号: 0438-23-7162
	FAX 番号: 0438-23-7181
袖ヶ浦市役所高齢者支援課	所在地: 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
	電話番号: 0438-62-2444 (内線 332)
	FAX 番号:
君津市役所高齢者支援課	所在地: 君津市久保 2 丁目 13 番地 1 号
	電話番号: 0439-56-1611
	FAX 番号:
富津市役所健康福祉部介護福祉課	所在地: 富津市下飯野 2443
	電話番号: 0439-80-1262
	FAX 番号: 0439-80-1323

7. 運営法人の概要

名 称	合同会社わくわく
代 表 者	門屋 千鶴
所在地・連絡先	〒293-0031 千葉県富津市相野谷 2 1 9 番地 0439-65-1187

8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置をこうじます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

責任者 門屋 千鶴

担当者 勝呂 正大

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止のための対策を検討する会議を設立します。

(6) 虐待防止のための指針を作成します。

(7) サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを速やかに市町村に通報します。

[相談窓口]

高齢者) 居住地区の地域包括支援センター

障害者) 居住地区市町村 障害福祉課

子ども) 児童相談所 居住地区市町村 子育て支援課

9. 業務継続計画について

(1) 自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成しています。

(2) 感染症発生時における業務継続計画（BCP）を作成しています。

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒293-0031 千葉県富津市相野谷 2 1 9 番地

名 称 合同会社わくわく

合同会社わくわく代表社員 門屋 千鶴

⑤

令和 年 月 日 説明者 門屋 千鶴